

全天候型常温合材（道路補修材）仕様書

第1条 目的

本仕様書は、富士河口湖町都市整備課が使用する舗装補修材の購入に関し必要な事項を定め、契約書の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入期限

納入者は注文を受けた都度、必要とされた量を担当職員が指定した場所に、特別な場合を除き5日以内に納入すること。

第3条 納入立会

納入にあたっては、担当職員（舗装補修業務委託業者）と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。

第4条 納入場所

以下に記す場所とする。ただし、担当職員が下記以外の場所を指示した場合は、その指示に従わなければならない。

- | | | |
|----------------|-----------|-------------------|
| 1 富士河口湖町役場 | 〒401-0392 | 富士河口湖町船津 1700 |
| 2 富士河口湖町交流センター | 〒401-0301 | 富士河口湖町船津 890 |
| 3 上九一色出張所 | 〒401-0338 | 富士河口湖町富士ヶ嶺 1219-1 |
| 4 足和田出張所 | 〒401-0331 | 富士河口湖町長浜 1222 |

第5条 舗装補修材の規格

- (1) 舗装補修剤は、下記の規格に適合しなければならない。
- ① 製品については、安定性・耐久性・保管性に優れた常温合材（高耐久性）で、袋についている切り口が簡単に開封できるもの。
 - ② 細密タイプ（最大粒径 5mm以下）
 - ③ 強度を保つ舗設面改質剤スプレーがついているもの。（10袋に1本程度）
 - ④ 袋詰は、20kg入とする（配送料込）
- (2) 舗装補修材の材料が固結し、担当職員が補修作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品できるものとする。

第6条 発注予定数量

発注予定数量は年間 3,000 袋とする。

但し、予定であるため実際の発注量とは異なる。

第7条 入札

1袋あたりの単価に第6条の発注予定数量を乗じた金額を算出し、発注予定数量を乗じた合計金額（消費税抜きの金額）を記載するものとする。

第8条 落札者の決定及び契約

第7条の入札において最も低い金額で入札した者を落札者とし、落札者と1袋あたりの単価契約を締結するものとする。